

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会 一般事業主行動計画

○次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画および女性活躍推進法に基づく行動計画

所定外労働時間を削減し、全体の年次有給休暇の取得率を向上させる。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 目標
 - ・「ノー残業デー」を実施するなど対策し、職員の時間外労働時間の平均を各月 20 時間未満とする。
 - ・現状の年次休暇平均取得率を年 30%から 50%に向上させる。
3. 対策
 - ◆令和 8 年 4 月 1 日から時間外労働の削減および年次有給休暇の取得促進にかかわる取り組みを定め職員に周知する。

○次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

育児・介護休業を取得しやすい環境を整備し、休業後の円滑な復職を支援する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 目標
 - ・育児休業や介護休業に関する制度を周知し、取得しやすい職場風土を醸成する。
3. 対策
 - ◆令和 8 年 4 月 1 日からライフイベント発生時の休業取得意向を個別に確認し、周囲の業務分担の最適化を会社として主導する。
 - ◆令和 8 年 4 月 1 日から育児や介護が必要になった際、状況に応じて「時差出勤」や「テレワーク」等を活用できる柔軟な勤務ルールを整備・周知する。